

感対第 277 号
令和 3 (2021) 年 8 月 17 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

業界団体に対する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策徹底の周知について (依頼)

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

本県の新規感染者数及び全療養者数が高止まりしている中、病床使用率は 6 割を超え過去最高となり、重症病床使用率も 4 割を超えるに至った結果、救急医療など重要な一般医療に制限が生じる医療崩壊が間近に迫るなど危機的状況が続いています。

そのような中、本県は 8 月 20 日から新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置区域となることから、本日開催した第 62 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本県の基本的対応方針に基づき、緊急事態措置区域としての対策を徹底的に講じることとしました。

つきましては、貴団体員等に対し、別添「栃木県における緊急事態措置」について周知していただきますようお願いいたします。

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター
TEL 028-623-2826